

豊政広第87号
平成25年(2013年)7月22日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 浅利 敬一郎

2013年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

平成25年(2013年)6月19日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

1. 国民健康保険・救急医療について

(要望)

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

(回答)

平成25年度については、一般会計から保険料抑制のため4億6千万円を国保会計に繰り入れなどを行い、保険料率、医療分の被保険者均等割を3,000円引き下げました。

保険料減免につきましては、一定所得以下の世帯の被保険者均等割と世帯平等割を軽減し、さらに市独自の軽減制度を設けて所得割を軽減しております。

また、平成22年4月から解雇や倒産、雇い止めなどによる離職者（非自発的失業者）に対して、給与所得の70%を減額して保険料を算定する軽減策についても実施しております。

さらに、市独自の減免制度を、失業等によって生活が困難になった方、母子・父子世帯、障害者のおられる世帯、難病患者のおられる世帯に対し適用し、きめ細かな対応をしております。

この市独自減免制度につきましては、平成25年度より、失業等による減免について前年中所得による所得制限を撤廃し、制度の拡充を図ったところです。

次に、一部負担金減免については、平成22年度に国が示した基準を基本にしなが
ら、より活用しやすいものとなるようにその取り扱いを一部見直して運用して
おります。

これらの取り組みの周知につきましては、市のホームページへの掲載をはじめ、
国保の加入時や6月の保険料本決定時には全世帯にパンフレットを送付するなど
周知に努めております。

保険資格課(電話06-6858-2300)

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

②「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特
別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発
行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対
に無保険状態をつくらないこと。

(回答)

資格証明書につきましては、未納者との接触の機会を確保するため法に基づき
交付する場合がございます。本市におきましては、保険料負担の公平性や収納確
保を図るため、納付資力がありながら連絡も納付もない未納者との接触の機会を
作り、実態把握を行うために必要なものと考えております。

本市では交付前に文書の送付や訪問などにより、納付できない事情の把握に努
めながら交付判断にあたっては慎重に行っているところでございます。交付の対
象となった世帯のうち、低所得で財産がない場合など、納付困難な事由が確認で
きた場合は、直ちに保険証を送付しております。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

③滞納処分については法令を順守し、主文前には必ずく面談し生活全般の相談に
乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがない
ようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活
困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪
府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

納付資力や財産があるにもかかわらず納付指導に応じない場合や納付約束を
履行しない場合は、保険料負担公平性の観点から、法令に基づき滞納処分(差押)
を行うことがあります。一方で納付指導を実施する中で納付困難な事情等が判明
した場合は、財産調査等の確認を行った上で、一部または全部の滞納保険料に対
する滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

なお、生活保護受給の方の受給開始日以前の滞納保険料につきましては、滞納
処分の執行停止を行っているところでございます。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

④国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

(回答)

関係法令等を理解していることが適切な事業運営の基本となります。そのため、今後も職場での情報共有を図りながら事業を実施してまいります。

保険資格課(電話06-6858-2300)

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑤国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

(回答)

納付相談時に生活状況をお聞かせいただく中で、生活困窮だけでなく多重債務、高齢、健康不安や子育てなど、様々な要因で自分の力だけで問題解決することが困難な方に対し、市相談担当窓口のご案内や相談予約を行っているところでございます。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

⑥国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

(回答)

国民健康保険運営協議会は、可能な限り事前に広報誌、ホームページで開催お知らせし、傍聴の方へは資料を配布(会議終了後回収)しております。

また、会議内容は、ホームページで公開するとともに、市政情報コーナーでの閲覧も可能です。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑦広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

(回答)

共同安定化事業の全医療費への拡大にあたっては、市町村と十分に調整するよう大阪府に要望しているところです。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑧福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答)

福祉医療助成に対するペナルティ分については、国に廃止するよう要望しております。また、ペナルティ分については、一般会計から補填しております。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑨救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品・医療材料・水・食料・燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

(回答)

本市および豊能医療圏における救急医療体制につきましては、今後も引き続き豊能医療圏4市2町において連携をとりながら充実を図ってまいりたいと考えております。

また、救急医療分野での国・府への補助金等の措置要望につきましては、地域の救急医療の確保の観点から実情に応じて要望を行ってまいりたいと考えております。

市立豊中病院では、救急告示病院として“断らない救急”をめざし、救急医療の充実を図っております。

また、災害に備えて院内の医薬品・食料品等の備蓄を確保・管理するとともに、大規模災害を想定した訓練を実施するなど災害に対する体制の強化に努めております。

消防職員の増員については、現在のところ、予定はありません。

災害時の備蓄について、飲料水は上下水道局で確保されている46,000本のボトル水に加えて、危機管理室でも今後4年計画で54,000本のボトル水を非常食(アルファ化米)と一緒に備蓄する予定です。食糧は市内18箇所(倉庫)に54,000食のアルファ化米を備蓄しています。燃料は消防本部の自家給油施設において、ガソリン・軽油を各5,000ℓのタンクで運用するほか、今後は市内の給油取扱所との協定を締結し、燃料の確保に努めます。

保健企画課(電話06-6152-7306)

市立豊中病院病院総務室(電話06-6843-0101)

消防本部消防総務室(電話06-6846-8405)

危機管理室(電話06-6858-2683)

2. 健診について

(要望)

①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

本市におきましては、特定健診の検査項目については基本検査項目に市独自項目として血液検査等を実施しており、内容は特定健診が開始する以前の市民健康診査と同等の内容を維持しております。

費用は生活保護世帯および市民税非課税世帯を無料にするるとともに、70歳以上の方にも無料で受診いただいているところです。

受診率向上のための取り組みは他市事例を参考にしながら、毎年実施しており、引き続き電話による個別健診案内や未受診者への受診勧奨を実施していきます。

地域保健課(電話06-6858-2291)

(要望)

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

特定健診とがん検診との同時実施につきましては、集団健診においては、大腸がん・肺がん・胃がん・前立腺がん検診が可能となっています。個別健診においては、大腸がん・前立腺がん検診が同時に受診でき、医療機関によってはさらに胃がん検診や子宮がん検診が可能などところもあります。

受診費用につきましては、生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料で受診いただいているところです。

地域保健課(電話06-6858-2291)

(要望)

③人間ドック助成を行うこと。

(回答)

人間ドックについては、豊中市国民健康保険加入の満30歳以上を対象に一日総合健康診断(人間ドック)及び脳ドックに係る費用の7割を助成しています。40歳以上の方は、特定健診または人間ドックのいずれかを選択し受診いただいています。

地域保健課 (電話06-6858-2291)

(要望)

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

(回答)

集団健診において、特定健診とがん検診のセット健診を土曜日に実施しています。また、今年度から乳がん検診を日曜日に実施する予定です。

地域保健課（電話06-6858-2291）

3. 介護保険・高齢者施策について

(要望)

①一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げること。第1、2段階を引き下げること（基準額の0.3程度以下とすること）。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。

(回答)

介護保険の費用負担は公費半分、保険料半分で制度設計されており、保険料抑制のため一般財源を投入することは、適切ではないという見解が国で示されています。保険料設定における負担軽減については、第1、第2段階層のみで考えることではなく、多段階化や料率の検討を行った上で、全階層において不公平感がないよう決定していきたいと考えております。また、保険料の上昇については、国の責任において必要な対策を講じるよう要望していきたいと考えております。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

(要望)

②国庫負担割合の引上げを国に求めること

(回答)

介護給付負担金（施設等給付費20%・居宅給付費25%）を定率とし、調整交付金は別枠で確保するよう引き続き、要望していきたいと考えております。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

(要望)

③給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。

(回答)

次期介護保険制度改正に向け、介護予防給付の制度からの切り離し等の議論が国ではされていますが、利用者や事業所、市の財政負担への影響が少なくないと思われるため、今後、国において十分な議論、検証が行われるよう要望していきたいと考えております。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、昨年度は、27保険者の実施

にとどまっておりますが、その実施内容などを検証する中で、判断してまいります。

高齢施策課(電話06-6858-2233)
高齢者支援課(電話06-6858-2844)

(要望)

④国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。

(回答)

利用料につきましては、社会福祉法人だけでなく民間事業者にも対象を広げた本市独自の軽減策を実施しているところです。低所得者対策は、国の責任において行うべきであり、市長会等を通じ、国の負担となるよう引き続き要望してまいります。なお、資産要件については、一定必要と認識しています。

高齢者支援課(電話06-6858-2844)

(要望)

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

(回答)

第5期介護保険事業計画では、グループホームや地域密着型特別養護老人ホームを主とした複合施設の整備を計画しており、平成24年度には3施設が開設、平成25年度以降は公募中のものを含めて、7施設の整備を予定しています。

市内のサービス付き高齢者向け住宅につきましては、平成24年度より当市で登録事務を行っているところです。さらに今年度からは住宅部局と福祉部局が連携し、当該住宅に対し適切な運営がなされているか定期報告及び立入検査を実施し、高齢者の居住の安定が損なわれないことがないよう、指導監督してまいります。

大阪府とは、連絡調整の場を利用し、引き続き情報共有を図ってまいります。

高齢施策課(電話06-6858-2233)
まちづくり総務室(電話06-6858-2741)

(要望)

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

国の示す基準や介護サービス関係Q&Aを基に、極端な保険者独自の解釈が生じないよう必要に応じて府に確認するなど介護サービス利用者の状況にあった適切な判断を行っております。

高齢施策課(電話06-6858-2233)

(要望)

⑦監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。

(回答)

安定的に利用者の立場に立ったサービスを提供するためには、事業所自らがサービス提供の内容等を定期的かつ自主的に点検し、不適切或いは不相当なところがあれば、早期に見直すといった自己改善努力が不可欠だと考えています。

本市におきましては、定期的な事業所の指導を通して、サービス提供に関する「振り返り」や「気づき」、「見直し」を促し、常に利用者の立場に立ったサービス提供体制が維持・確保されるよう事業所育成に努めています。

福祉指導監査室（電話06-6858-3408）

(要望)

⑧ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。

(回答)

ケアプランの点検は、利用者の自立につながる適正なサービスがケアプランに位置づけられているかを点検するものであって、サービス抑制等が目的ではありません。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

(要望)

⑨障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

(回答)

障害福祉サービスについての利用者負担は平成22年4月より市民税非課税世帯は無料となっております。65歳到達により介護保険施策が優先となりますが、介護保険で利用できない部分については障害福祉サービスで対応できます。

介護保険サービスの利用料については、所得が一定基準以下などの要件に該当する人は、利用者負担額が軽減される制度があります。

障害福祉課（電話06-6858-2226）

高齢者支援課（電話06-6858-2844）

4. 生活保護について

(要望)

- ①ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

当福祉事務所では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めてまいります。一方、多様なニーズに応えるため、従来ケースワーカーが担当していた業務の分業化も進めており、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めてまいります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

- ②埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)

「生活保護のしおり」は、制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。今般の制度見直しの動きに向け、新たな検討を始めたところです。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに既に常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

(回答)

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。

稼働能力の活用にあたっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保をめざした“出口戦略”に基づく支援を行っている市雇用労働課も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

④通院や就職活動などのための移送費（交通費）を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)

平成22年3月12日付厚生労働省課長通知に従って、従前から移送費の支給を行っております。引き続き、「生活保護のしおり」などを通じた周知を図ってまいります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。

(回答)

医療機関等が生活保護受給者について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において指定の救急病院を受診する場合に限り使用できることとなっております。

なお、医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出して頂く原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていけます。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

(回答)

現時点では、当該判決を受けた新たな見解が厚生労働省から示されておらず、現場として対応に苦慮しているところです。それまでは、当該判決を含めたこれまでの経過を踏まえ、個々の案件にかかる事情を特に勘案しながら慎重に保有の可否を検討してまいります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑥警察官 0Bの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だ暴力団員又は関係者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん、他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害が及ぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の適正な執行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意してまいります。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

5. 子育て支援・一人親家庭支援・こどもの貧困解決にむけて

(要望)

①こども医療費助成制度は、2012年 4月段階で1) 全国 1742自治体中 950自治体(55%)が完全無料、2) 1293自治体(74%)が所得制限なし、3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの 3要件を全てクリアーしている自治体は 1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答)

子どもの医療費助成（乳幼児医療費助成）は、大阪府の補助事業を基本としながら、入通院医療費の対象年齢を拡大し実施してきたところです。また、平成25年7月からは、受診機会の多い未就学児について所得制限を撤廃したところです。

制度の拡充については、大阪府に対し要望しているところです。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

②いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(回答)

妊婦健康診査の公費負担については、平成23年度から毎年度補助額を増額しています。昨年度は61,280円、今年度は81,100円に増額し、制度の充実を図ったところです。

保健予防課(電話06-6858-2801)

(要望)

③就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3倍以上とし所得でみること

通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。

(回答)

就学援助は生活保護の要保護に準ずる程度に困窮していると認められる方を対象としていることから、本市では認定基準を生活保護基準の1.2倍を下回ることのないよう努めています。さらに、ひとり親世帯、障害者世帯及び保護者の年齢が満55歳以上の世帯については、認定基準を緩和しています。

申し込み手続きは教育委員会の担当課（教育推進室学務チーム）で毎年度6月1日から翌年の2月末日まで受け付けています。

就学援助費の第1回支給月は10月とし、2回目は翌年2月としていますが、第1回支給時期をより早い時期に行えるよう検討しています。

来年度の認定基準については、本年度の生活保護基準の見直しによる影響を勘案しながら設定してまいります。

教育推進室学務チーム(電話06-6858-2552)

(要望)

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

「新婚世帯向け家賃補助」については、平成8年4月から豊中市内の賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部補助を行なっておりましたが、平成10年度からの行財政改革の第1期実施計画の取組みで見直しを行ったことにより、平成12年度で新規受付を終了し、平成17年度末で廃止しました。昨今の財政状況により再開は困難であります。

子育て世帯への経済的支援は「児童手当」により実施しているところです。

まちづくり総務室住宅チーム(電話06-6858-2397)

こども政策室(電話06-6858-2315)

【問合せ】

豊中市政策企画部広報広聴課

(担当) 保井

電話：06-6858-2120

e-mail：koe@city.toyonaka.osaka.jp